

第1回石狩管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられます。

北海道教育委員会では、これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を公開で開催することとしています。

どなたでも傍聴できますが、人数に制限がありますので、傍聴を希望される方は、事前にお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和6年(2024年)4月19日(金)10時00分～11時30分
- 2 会 場 Zoomによる配信
- 3 議 題
 - ・公立高等学校配置計画の考え方及び通学区域ごとの現状及び課題について
 - ・生徒から選ばれる高校づくりについて
- 4 協議会参加対象者
石狩管内の各市町村の市町村長・教育長、中学校長・中学校(義務教育学校)のPTA関係者の代表者、小学校長・小学校(義務教育学校)のPTA関係者の代表者、公立高等学校長、公立高等学校のPTA関係者の代表者、私立高等学校の代表者、経済団体関係者等
- 5 傍 聴 傍聴は先着で10名を受け付けます。傍聴申込書により事前にお申し込みください。
- 6 お問い合わせ先
北海道教育庁石狩教育局
企画総務課総務係
〒060-8549
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階
TEL 011-204-5868
FAX 011-232-1061
- 7 その他 傍聴に際しては「『地域別検討協議会』の傍聴に係る取扱い」を遵守していただきます。

北海道教育庁石狩教育局

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

(平成17年4月27日石狩教育局長決定)

(平成17年6月29日一部改正)

(平成20年5月1日一部改正)

(平成25年6月26日一部改正)

(令和3年4月6日一部改正)

- 1 傍聴人数は、会場の規模及び参加者数によりその都度決定し、先着順とします。
ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 傍聴を申し込む際には、氏名、住所を申し出てください。
- 3 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
 - (3) 前二号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 4 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。
ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記5の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができるものとします。
- 7 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。